

# 三次市住宅リフォーム支援事業のご案内

市内に本店を有する建築業者を利用して住宅のリフォーム工事を行われる場合に、工事に要した経費の一部を補助します。

申請期限：令和8年12月15日（火）

申請方法：窓口で申請してください。

申請先：〒728-8501

三次市十日市中二丁目8番1号

三次市産業振興部商工観光課 宛

**※申請については先着順とし、予算に達し次第受付を終了します。**

## 【補助内容】

補助金額	工事金額の <b>10%</b> 以内（上限額： <b>10万円</b> ） （※ただし、千円未満は切り捨てます）
補助対象者	次の①から④のすべてを満たす者。 ① 市内に住所を有し、現に居住している方 ② 納期限の到来した市税・料を完納している。（※世帯構成員全員） ③ 令和5年度以降に三次市リフォーム支援事業補助金の交付を受けていない方。 ④ 対象となる工事部分について、市又は国・県・その他公共団体等で実施する他の補助制度を受けていない方。
補助の対象となる物件	<b>市内に所有する自己の居住用の住宅</b> （※所有者の承諾を得ている場合は、配偶者、親または子から無償で借用している建物でも可能） <b>※現に居住していない住宅は対象になりません。</b>
補助対象工事 （いずれにも該当すること）	①住宅の本体部分の増改築・修繕・模様替えなど、その機能を維持または向上のために行う工事（※裏面参照） ② <b>補助金交付決定後に着工し、令和9年2月28日までに完了する工事</b> ③消費税額を除く工事金額が <b>50万円以上</b> の工事
工事を行う業者	・市内に本店を有する法人 ・市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主

◆◆◆◆ 対象となるリフォーム工事（例） ◆◆◆◆

改 築	1 住宅本体の一部を取り壊し建築する工事 2 1の工事に伴う設備の導入または交換工事 （台所・浴室・トイレ・リビングの改修、間取りの変更など）
修 繕 模 様 替 え	1 住宅本体の修繕、模様替え工事 2 1の工事に伴う設備の導入または交換工事 （壁紙張替え、屋根・床・天井の修繕など）
外 壁 塗 装	住宅本体の外壁塗装工事
屋根のふき替え	屋根のふき替え、防雨工事
増 築 工 事	1 住宅本体の一部（床面積）を増加させる工事 2 1の工事に伴う設備の導入または交換工事 （2階部分の建て増しなど）

※建築基準法に違反するリフォーム工事は認められません。

——— 補助の対象とならないもの（例） ———

- ・外構工事（門扉、塀、造園等）、納屋・倉庫・カーポート等の修繕、取り付け工事
- ・設備の設置・交換のみの工事（サッシ類）
- ・新築工事、解体のみの工事
- ・シロアリ駆除、ハウスクリーニング、電話回線等の配線工事
- ・什器、備品類の購入

**※リフォーム工事の事前着工は認められません。**補助金を受けようとする場合は、必ず補助金の交付決定を受けてから工事を開始してください。

※交付要件の確認のため、申請書に「個人情報閲覧に関する同意書」を添付してください。  
また、必要に応じて他の書類等の提出を求められることがあります。

※以上の他にも補助金の交付について条件等があります。

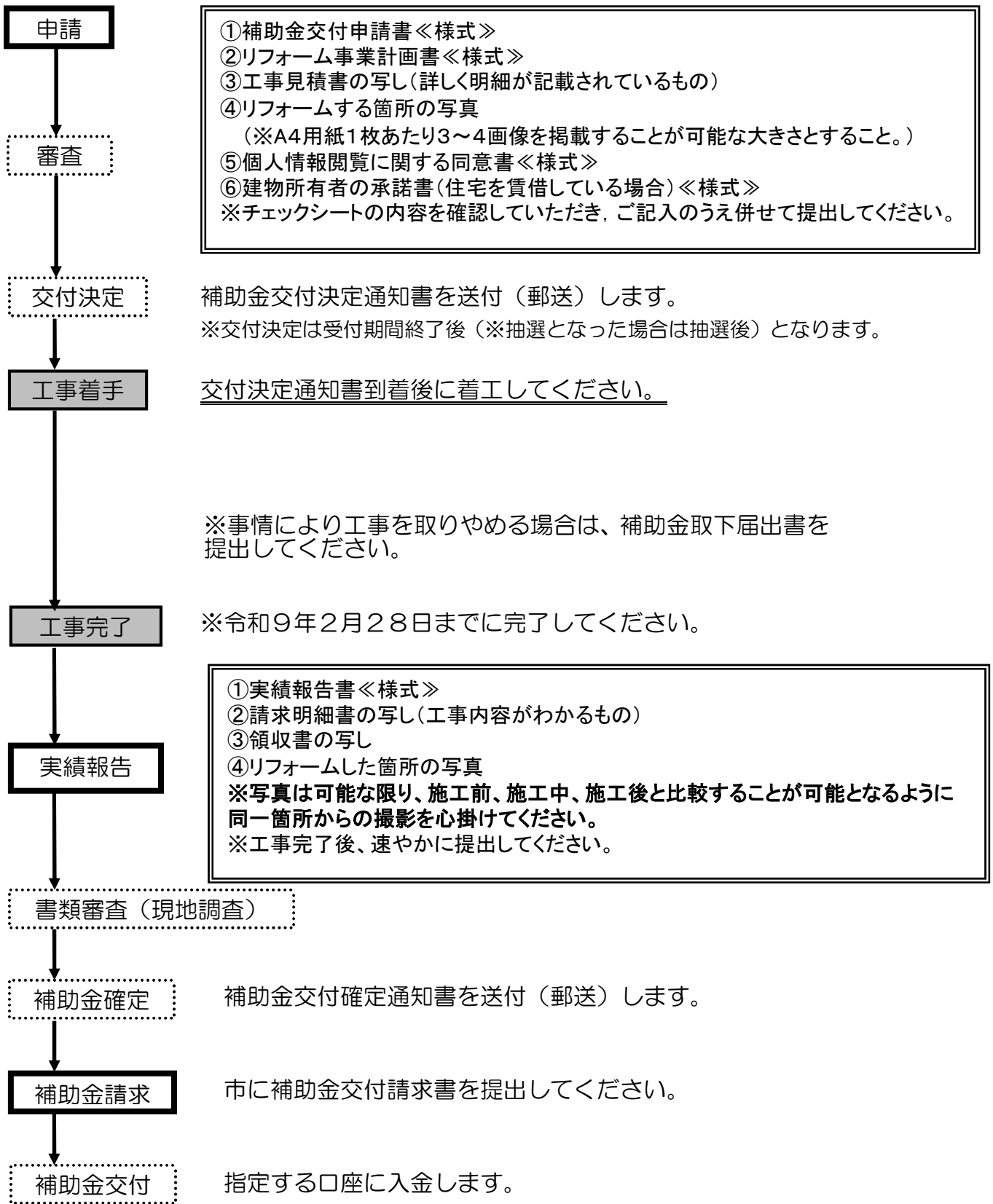
お問い合わせ・お申し込みは

三次市 産業振興部 商工観光課

三次市十日市中二丁目8番1号

TEL : (0824) 62 - 6171 FAX : (0824) 64 - 0172

## 補助金の申請から交付までの流れ



- ①補助金交付申請書<<様式>>
- ②リフォーム事業計画書<<様式>>
- ③工事見積書の写し(詳しく明細が記載されているもの)
- ④リフォームする箇所の写真  
(※A4用紙1枚あたり3~4画像を掲載することが可能な大きさとすること。)
- ⑤個人情報閲覧に関する同意書<<様式>>
- ⑥建物所有者の承諾書(住宅を賃借している場合)<<様式>>  
※チェックシートの内容を確認していただき、ご記入のうえ併せて提出してください。

補助金交付決定通知書を送付(郵送)します。  
※交付決定は受付期間終了後(※抽選となった場合は抽選後)となります。

交付決定通知書到着後に着工してください。

※事情により工事を取りやめる場合は、補助金取下届出書を提出してください。

※令和9年2月28日までに完了してください。

- ①実績報告書<<様式>>
- ②請求明細書の写し(工事内容がわかるもの)
- ③領収書の写し
- ④リフォームした箇所の写真  
※写真は可能な限り、施工前、施工中、施工後と比較することが可能となるように同一箇所からの撮影を心掛けてください。  
※工事完了後、速やかに提出してください。

補助金交付確定通知書を送付(郵送)します。

市に補助金交付請求書を提出してください。

指定する口座に入金します。

  → 申請者が行う手続きです。

  → 市が行う手続きです。